

# 地方公共団体財政健全化法における財政指標について

## 1. 法の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

- (1) 健全化判断比率の公表等
- (2) 財政の早期健全化
- (3) 財政の再生
- (4) 公営企業の経営の健全化
- (5) 施行等

指標の公表は平成19年度決算から、  
その他の規定は平成20年度決算から適用

## 2. 健全化判断比率(4つの財政指標)

全ての指標において、早期健全化基準を下回っている。

財政指標	令和5年度	判断基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.25%	30.00%
実質公債費比率	4.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	20.2%	350.0%	

実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合、「—」で表示

これまでの中期財政計画の実践により、市債残高が減少しており、健全性が堅持されている。

### (1) 実質赤字比率とは

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

## (2)連結実質赤字比率とは

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字額} = \frac{\text{①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額}}{\text{①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額}}$$

- ① 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

## (3)実質公債費比率とは

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(①+②)-(③+④)}{\text{標準財政規模}-④}$$

- ① 地方債の元利償還金
- ② 準元利償還金(特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたもの等)
- ③ 特定財源(※平成19年度から都市計画税が新たに算入)
- ④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

## (4)将来負担比率とは

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\frac{\text{将来負担額} - \left[ \begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 } \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{将来負担額} = ① \text{から} ⑧ \text{までの合計額}$$

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額
- ③ 一般会計等以外の会計の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ⑥ 土地開発公社等の負債の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

### 3. 資金不足比率

対象会計全てにおいて、経営健全化基準を下回っている。

特 別 会 計 の 名 称	令 和 5 年 度	経営健全化基準
市街地再開発事業費特別会計	—	
工業団地造成事業費特別会計	—	
住宅団地建設事業費特別会計	—	
水道事業特別会計	—	
工業用水道事業特別会計	—	20.0 %
病院事業特別会計	—	
中央卸売市場事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
公設花き地方卸売市場事業特別会計	—	

資金不足額がない場合、「—」で表示

#### (1) 資金不足比率とは

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

① 法適用企業

資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産)  
- 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

② 法非適用企業

資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 解消可能資金不足額 = 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額